

# 岡山県中間検査マニュアル

( 知事指定特定工程分 )

平成21年3月制定  
平成22年3月改正  
平成28年3月改訂  
令和3年3月改訂  
令和6年3月改訂

岡山県

## 目 次

<b>本マニュアルについて</b>	---	1
<b>第1章 中間検査制度の概要</b>	---	2
1 中間検査制度の目的		
2 中間検査と工事監理		
3 特定工程指定の理由		
4 特定工程及び特定工程後の工程について		
<b>第2章 中間検査対象建築物等の考え方</b>	---	4
1 規模、構造及び用途		
2 検査手数料の算定		
<b>第3章 中間検査の方法</b>	---	9
1 検査に必要な図書		
2 検査要領		
<b>資料</b>		
鉄骨造建築物施工状況報告書		

## 本マニュアルについて

### 1 目的及び適用

このマニュアルは、建築基準法（以下「法」という。）第7条の3第1項第二号により岡山県知事が指定した「特定工程」を含む建築工事を対象に、同条第4項に基づき検査実施者が行う中間検査について、必要な事項を定めることにより、適性・公平かつ迅速な事務を行い、また、本マニュアルを公開することにより検査方法による検査実施者と工事監理者等とのトラブルを回避し、検査実施者と工事監理者等の責務の違いについて建築主の理解を求めることを目的とする。

このマニュアルは、法第7条の3第1項第一号による階数3以上の共同住宅に係る特定工程の中間検査には適用しない。

岡山県知事が指定した「特定工程」を含む建築工事を対象に、法第7条の4の規定により指定確認検査機関が行う中間検査については、本マニュアルのうち、「第2章中間検査対象建築物等の考え方 1 規模、構造及び用途 (1) 中間検査対象建築物の考え方」のみを適用する。

### 2 マニュアルの改訂

このマニュアルは、法改正又は検査基準等の改正が生じた時は適宜改訂する。

### 3 参照する基準

このマニュアルでは、検査の詳細な実施方法等について次の基準等を参照することとしている。これら参照する基準が改訂された場合は、改訂後の基準を参照するものとする。

- ・「J C B A 運用解説」..... 日本建築行政会議編集「構造審査・検査の運用解説」
- ・「J C B A 構造要領」..... 日本建築主事会議構造研究部会編集「建築構造審査要領（平成11年版）〈付〉中間検査実施マニュアル」

### 4 施行

このマニュアルは、平成21年4月1日から施行する。  
改正後のマニュアルは、平成22年4月1日から施行する。  
改訂後のマニュアルは、平成28年4月1日から施行する。  
改訂後のマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。  
改訂後のマニュアルは、令和6年4月1日から施行する。

## 第1章 中間検査制度の概要

### 1 中間検査制度の目的

中間検査制度が法に規定された目的は、阪神・淡路大震災等の経験を踏まえ、建築物の安全性を中心とする質の向上には、設計段階のみならず、適切な施工による品質の確保が重要であり、そのためには、完了検査の時点で見えなくなってしまう部分を工事の中間において検査実施者がチェックする制度を導入し、これを通じて工事監理を徹底し、また工事監理者と工事施工者がそれぞれ担う自工程での責任を果たし十分な連携を図ることにより、建築物の適正な品質を確保することである。

### 2 中間検査と工事監理

建築基準法及び建築士法では、一定規模以上の建築物を工事するときには、建築主は所定の資格を持つ工事監理者を定めなければならないが、その工事監理者には、工事が設計図書のとおり実施されているかを確認することが要求されている。

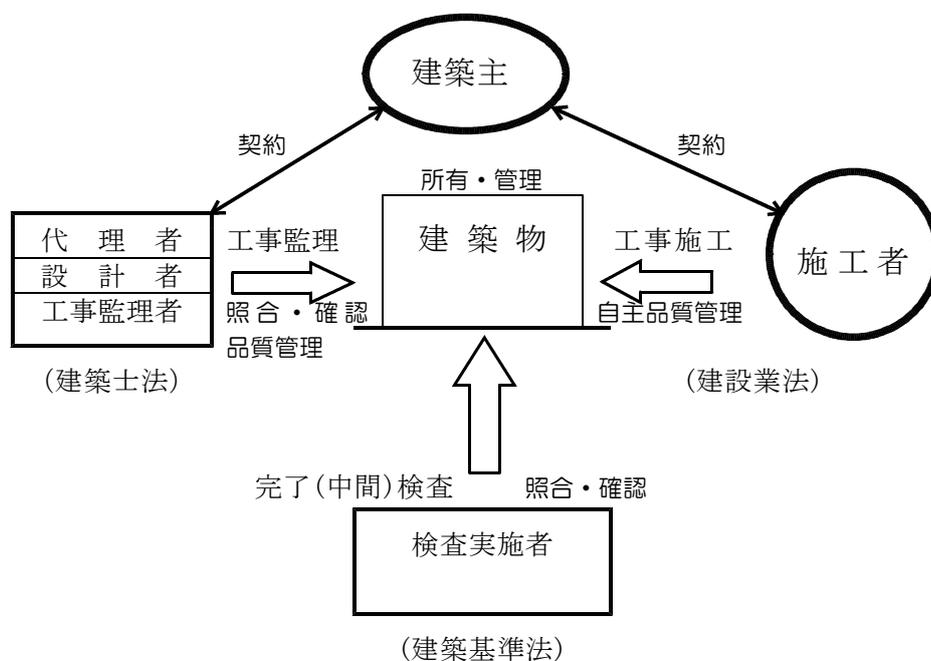
中間検査制度は、特定行政庁が指定した特定工程の時点において、既に工事されている部分が適法であるか否かを検査する制度である。

工事監理と中間検査は制度的には異なるが、工事施工途中に検査を行い、建築物の安全性を確保しようという点では同じ目的を持っている。

工事監理は、工事監理者が第三者的立場で工事と設計図書とを照合・確認する作業で、工事施工者から提出される品質管理記録等の資料確認や現地等での必要な立ち合い確認により実施する。

中間検査は、検査実施者が工事監理者から提出される工事監理状況報告書等の資料確認や現地において原則目視による検査を実施し、工事と設計図書とを照合・確認するものであるが、工事監理が適切に行われていることを確認する作業に重点を置き、法適合性を確認するものである。

建築主は、工事監理についての契約を行い、しっかりとした工事監理を行わせることが、建築物の安全性を中心とする品質の確保のためには重要であること、また自己の責任であることを認識する必要がある。



### 3 特定工程指定の理由

#### (1) 構造及び工程の指定の理由

平成2～3年に、検査会社が行う鉄骨溶接部の検査が公正を欠き鉄骨造の品質が社会問題化したことや、阪神・淡路大震災の被災建築物において、新耐震基準以降の建築物についても施工不良により被害が拡大したものが多く見られ、その被害箇所は、柱脚や接合部の破断によるものが多数あり、特に接合部の破断については、倒壊、大破等の大きな被害に至ったものがあった。

こうした鉄骨造建築物の施工不良は、県内においてもその発生が予想され、特に、不特定多数の者が利用する比較的規模の大きな建築物についてその構造安全性を確保することは重要であると考えられることから、岡山県の指定にあたっては、鉄骨造建築物を対象とし、鋼材の種類、柱脚部分や継手の仕口及び溶接部の品質の検査を行い得る「鉄骨建方完了時」の工程を特定工程として指定している。

#### (2) 用途等の指定の理由

指定対象の建築物の用途や規模については、建築物の倒壊等による被害の重大性の観点から、不特定多数の者が利用する建築物（特殊建築物）や大規模な建築物を対象にすることとし、次のとおり用途及び規模を指定している。

- ・ 法別表第一（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する特殊建築物のうち、階数が3以上で、延べ面積が500㎡を超える建築物
- ・ 延べ面積が1,000㎡を超える建築物

### 4 特定工程及び特定工程後の工程について

平成16年7月1日以後に着工する建築物に関する工事について、建築基準法第7条の3の規定により次のとおり、区域、建築物の構造、用途又は規模を限り、特定工程を指定し中間検査を実施する。

#### ■建築基準法第7条の3（平成11年5月1日施行）

##### 第1項第二号

- ・・・特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

#### ■中間検査の指定内容

[岡山県告示第359号] 平成16年5月28日

区域：県の全域（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市及び新見市の区域を除く。）

構造：鉄骨造

用途又は規模：

- （1）法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物のうち、階数が3以上で、延べ面積が500㎡を超える建築物

- （2）延べ面積が1,000㎡を超える建築物

指定する特定工程：鉄骨建方完了時

指定する特定工程後の工程：鉄骨部分を覆う工事（耐火被覆、内外装工事、コンクリート打設工事等）

適用除外：

- （1）法第85条の適用を受ける仮設建築物
- （2）型式適合認定に係る建築物
- （3）法第20条第1項第1号の規定により国土交通大臣の認定を受けた建築物
- （4）法第18条の適用を受ける建築物

## 第2章 中間検査対象建築物等の考え方

### 1 規模、構造及び用途

#### (1) 中間検査対象建築物の考え方

中間検査対象建築物は、棟毎に、工事部分の規模により判断する。また、用途変更については、対象とならない。

#### ■増築工事の場合の考え方（網掛け部分が既存部分）

##### 【例1】特殊建築物（S造）

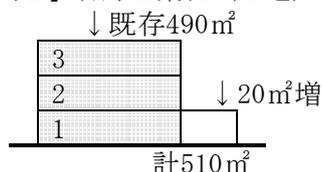
3	増築200㎡
2	既存200㎡
1	〃 200㎡
計600㎡	

× 検査対象外

#### 事例解説

例：2階建ての既存建築物に3階部分を増築することにより、延べ面積が500㎡を超える場合  
→ 増築後の延べ面積が500㎡を超えているが、増築に係る部分の階数が1なので、検査対象でない。

##### 【例2】特殊建築物（S造）



× 検査対象外

#### 事例解説

例：3階建て、延べ面積490㎡の既存建築物の1階部分に20㎡の増築をする場合  
→ 増築後の延べ面積が500㎡を超えているが、増築に係る部分の階数が1なので、検査対象でない。

##### 【例3】特殊建築物

[平面図]

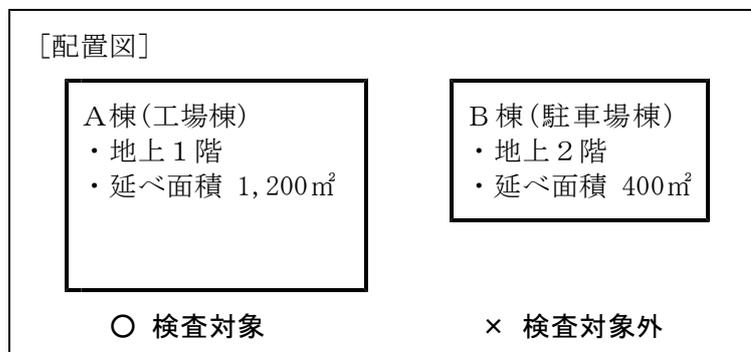
S造 600㎡ 平屋	既存 RC造	S造 600㎡ 平屋
------------------	-----------	------------------

○ 検査対象

#### 事例解説

例：既存RC造の建築物に同一棟で増築するS造の部分の面積の合計が1,000㎡を超える場合。  
→ 今回工事部分の面積の合計が1,000㎡を超えるので検査対象。

##### 【例4】一敷地に複数棟がある建築計画の場合

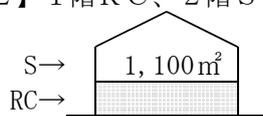


※ 対象建築物の判断は棟毎に行うので、A棟は検査対象、B棟は検査対象外となる。

■ 構造の考え方

【例1】SRC造 …… × 検査対象外

【例2】1階RC、2階S

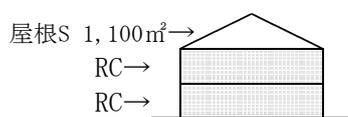


事例解説

例：2階S造部分の延べ面積が1,000m²を超える。  
→ 検査対象。

○ 検査対象

【例3】1階・2階RC、屋根S（置き屋根）

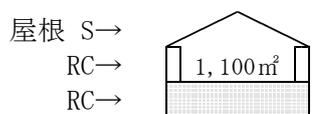


事例解説

例：屋根部分の面積が1,000m²を超えるが、置き屋根。  
→ S造部分の床面積が発生しないため、検査対象外。

× 検査対象外

【例4】1階・2階RC、屋根S



事例解説

例：屋根部分の面積が1,000m²を超える。  
→ S造が存在する空間の床面積が1,000m²を超えるため、検査対象。

○ 検査対象

【例5】一部RC等、一部S

[平面図]



事例解説

例：S造部分の延べ面積が1,000m²を超える。  
→ 検査対象。

○ 検査対象

(2) 複数回に分けて検査するときの特定工程の考え方

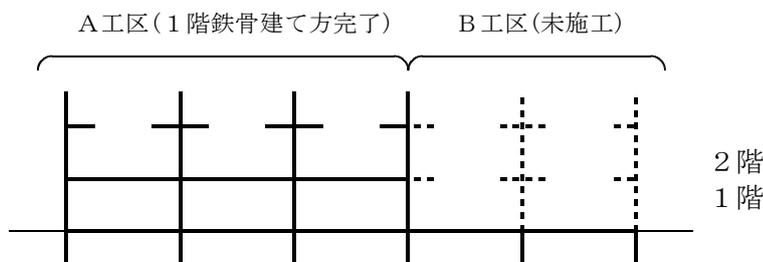
特定工程は、「鉄骨建方完了時」をいうことから、検査対象となる全ての鉄骨フレームの建方が完了した時を指す。しかしながら、複数階を有する場合や、工区分けをして工事をする場合など、全てのフレームが完成する前に途中段階で中間検査を実施しなければならないケースが多々ある。

この場合は、一旦区切りをつけて検査を受けなければならない部分の完了時（工事の工程上、検査を受けておかなければ特定工程後の工程に移行してしまう段階。例えば複数階のうちの1階の建方完了時）を「特定工程」が完了したとみなし、その都度中間検査申請を行い、中間検査を実施し、中間検査合格証を交付する。

中間検査申請書第三面の8欄から10欄には、複数回の中間検査を受けることに対応して、必要な事項を記入し申請を行う。また、検査対象箇所図を添付し、その回の検査対象がどの範囲であるかを明確にする。

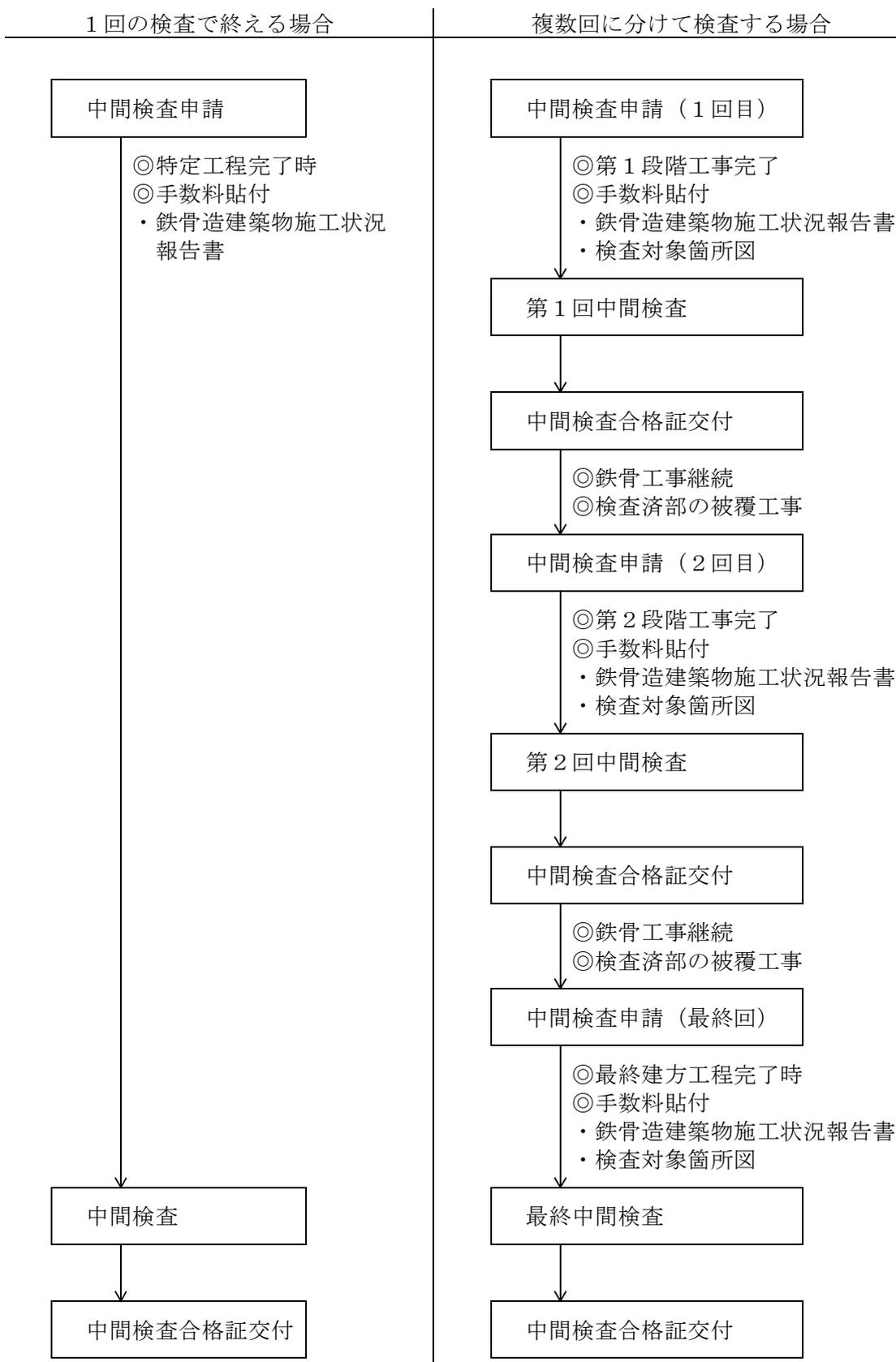
毎回の申請時の手数料算定については、検査対象部分の面積により算定することとし、詳細は「2 検査手数料の算定」による。

【例6】S造の対象建築物で、工区をAとBに分け、途中段階で検査を受ける場合



※ 特定工程後の工程に移行することで鉄骨が覆われ検査ができなくなることを防ぐために、例えば「1階の鉄骨建方工事」の完了時点で途中段階の検査を行う。このとき、2階以上やB工区の工事で施工されている部分で、検査後に覆われてしまう可能性がある部分は、同時検査対象となる。

(3) 検査の流れ



※検査対象箇所図：平面図、軸組図等に検査対象箇所をマーキングしたもの

## 2 検査手数料の算定

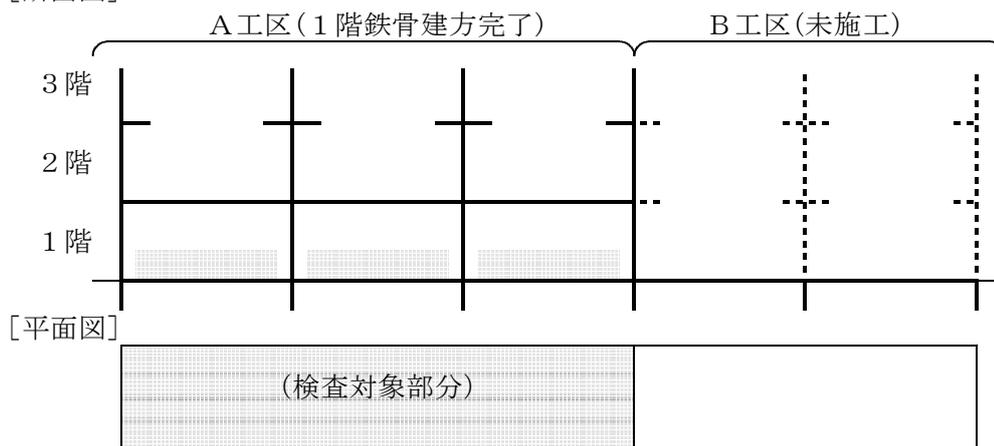
### (1) 中間検査手数料算定方法

中間検査の申請手数料は、検査対象の延べ面積に応じて次の(2)の表により算定される。

前記「複数回に分けて検査するときの特定工程の考え方」のように、複数階や工区分けにより、何段階かに分けて中間検査を申請する場合は、その回の検査対象部分の床面積により算定した額をその回の手数料額とする。

○S造3階建ての建築物で、1階建方完了時に行う中間検査申請

[断面図]



 が検査対象床面積。特定工程後の工程は、検査を終了した1階鉄骨部の被覆工事等。

※ 複数回に分けて検査を行う場合、検査対象の床面積が各回の検査で重複して算定される場合はあるが、各回の対象面積の合計が、建物全体で算定したときの対象床面積を下回らないこと。

$$\Sigma (\text{各回の検査対象床面積}) \geq \text{建築物全体で見たときの中間検査対象床面積}$$

### (2) 中間検査手数料の額

- ・岡山県建築主事へ申請する場合は、岡山県土木関係手数料徴収条例による。
- ・指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関の手数料額による。

## 第3章 中間検査の方法

### 1 検査に必要な図書

#### (1) 申請に必要な書類

##### ① 中間検査申請書

※ 次の施工状況報告書に記入した事項については、中間検査申請書第四面への記入は不要。

##### ② 鉄骨造建築物施工状況報告書（別添様式）

※ 同報告書表最下欄の添付図書（製作要領書、鋼材ミルシート、鉄骨工事施工結果報告書、鉄骨精度測定結果、溶接部社内検査結果報告書、溶接部受入検査結果報告書（第三者検査）、写真、工程表、その他資料）は、提出によらず検査時に現場で確認することで可。）

#### (2) 複数回に分けて検査を受ける場合には、上記①、②に加えて次のもの

##### ③ 検査対象箇所図（A3サイズ程度の平面図、軸組図その他の図面に、今回の検査対象箇所がどの部分であるかをマーカー等により明示したもの）

#### (3) 施工状況報告書の使い方

工事監理者は、各検査項目について、施工者及び工事監理者が実施した検査方法に○を付し（複数選択可）、1次結果の良否を記入する。結果が否の場合、是正後、2次検査の結果の良否を記入する。

### 2 検査要領

検査は、確認済証の図書等と現場の状況が一致しているかどうかを、確認済証の図書を用いて照合しながら目視及びヒアリングにより行うことを基本とする。また、提出された鉄骨造建築物施工状況報告書により、工事監理の状況を確認する。

# 鉄骨造建築物施工状況報告書

岡山県建築主事 殿

年 月 日

建築主		住所 氏名	
報告者	工事監理者	住所 事務所名 氏名	(TEL ) ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 号
	工事施工者	住所 会社名 氏名	(TEL ) 建設業許可 ( ) 登録第 号
建築場所		工事種別	新築・増築・改築
確認年月日番号		年 月 日 第 号	主要用途
建築物概要		地上 階, 地下 階, PH 階, 構造種別	造
		建築面積 m <sup>2</sup> , 延べ面積 m <sup>2</sup> , 最高高さ m, 軒高 m	
コンクリート	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～階 Fc =	鉄筋 SD 295, 345, 390, 490 施工試験 ガス圧接 有・無 試験 引張・UT D ~ D 特殊継手: ( 溶接・機械式・接着・その他 ) 高強度せん断補強筋 ( , D ) 鋼線・鋼棒 導入時 Fc = N/mm <sup>2</sup>
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～階 Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～階 Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～階 Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～階 Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	基礎(N/mm <sup>2</sup> ) Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	基礎(N/mm <sup>2</sup> ) Fc =	
鉄骨	柱(最大板厚)	SS ( ) SM ( ) SN ( ) STKR ( ) BCP ( )	基礎 支持地盤 ローム, 砂礫 深度: GL- m 支持力 長期: kN/m <sup>2</sup> 短期: kN/m <sup>2</sup> 直接基礎 独立, 連続, ベタ 液状化対策: 有・無 杭基礎 ・打ち込み杭 ・埋め込み杭(セメントミルク) RC, PC, PHC, 鋼管, 種類( A・B・C ), Fc = N/mm <sup>2</sup> ・場所打ちコンクリート杭 アースドリル, リバース, ベノト, BH, 深礎 ・異形摩擦杭 ・認定工法( ) 大臣認定 年 月 日 第 号 ・杭偏心による補強 有・無 地盤改良(浅層・深層)改良工法, 改良深さ m
	mm	BCR ( )	
	その他 ( ) ( )	その他 ( ) ( )	
	ダイアフラム ( )	ダイアフラム ( )	
	柱脚	仕様 認定・一般 工法名	
	大臣認定	年 月 日 第 号	
建設技術審査	年 月 日 第 号		
※検査方法		A: 目視検査 B: 計測検査(簡易な計測機器を用いた検査) C: 報告(施工者の場合は専門工事業者による報告、工事監理者の場合は施工者による報告)	

## 1. 基礎工事

検査項目	検査内容	施工者	監理者	1次 良否	是正内容	2次 良否	
		検査方法					
直接基礎	支持層の確認	床付け面の状況写真	A・B・C	A・B・C			
	平板載荷試験	支持層深さの設計値との差異(深かった場合の処置方法)	A・B・C	A・B・C			
杭基礎	支持層の確認	試験位置(基礎下端)	A・B・C	A・B・C			
		掘削土標本とボーリングサンプルとの比較	A・B・C	A・B・C			
		掘削土標本又は掘削土写真と柱状図の土質・色の表示との比較	A・B・C	A・B・C			
	杭偏心の確認	載荷荷重の大きさ(設計値の3倍(極限)又は2倍(降伏))	A・B・C	A・B・C			
		杭支持層深さの設計値との差異(違いがあった場合の処置方法)	A・B・C	A・B・C			
	杭工事施工結果報告書	杭工事施工結果報告書	偏心量の計測	A・B・C	A・B・C		
			補強工事の有無(有りの場合計画変更の手続きが必要)	A・B・C	A・B・C		
		場所打コンクリート杭	超音波孔壁測定の本数とその結果(拡底杭)	A・B・C	A・B・C		
			杭頭余盛コンクリートの状況写真	A・B・C	A・B・C		
			配筋検査の記録(写真可)	A・B・C	A・B・C		
既成杭(鋼管杭を含む)	鉄筋の製品証明書(鉄筋コンクリート工事に同じ)	A・B・C	A・B・C				
	コンクリート強度試験結果(鉄筋コンクリート工事に同じ)	A・B・C	A・B・C				
	評定工法の場合は、その仕様書と評定内容を確認して施工しているか	A・B・C	A・B・C				
	材料の品質確認(製品証明書・強度試験結果・製品検査成績書)	A・B・C	A・B・C				
	杭頭処理の確認(写真)	A・B・C	A・B・C				

2. 鉄筋コンクリート工事

検査項目	検査内容	施工者	監理者	1次 良否	是正内容	2次 良否
		検査方法				
鉄筋の製品証明書	工事名の記載	A・B・C	A・B・C			
	使用材種・径毎の「製品証明書」の確認	A・B・C	A・B・C			
	タグプレートの整理と製品証明書との照合	A・B・C	A・B・C			
	メーカーマークの確認（拓本又は写真）	A・B・C	A・B・C			
ガス圧接試験結果	抜取引張強度試験	公的機関で試験されているか。（公的機関名： ）	A・B・C	A・B・C		
		圧接工の技量確認（施工計画書・鉄筋径と適応資格の確認）	A・B・C	A・B・C		
		柱筋や梁筋の部位別毎に、抜取り試験が行われているか	A・B・C	A・B・C		
		抜取り本数（1ロット 本）・抜取り個所の記録（伏図）	A・B・C	A・B・C		
	超音波探傷検査	抜取り個所の状況写真（位置・試験体・抜き取り後・圧接工名・資格）	A・B・C	A・B・C		
		施工要領書の確認（冷間直角カッターによる端面処理が必要）	A・B・C	A・B・C		
コンクリートの強度試験結果	検査会社・検査者の確認（第三者、技量資格）	A・B・C	A・B・C			
	不合格の処置方法（ロットの判定）	A・B・C	A・B・C			
	公的機関で試験されているか。（公的機関名： ）	A・B・C	A・B・C			
	試験体の養生方法の確認（現場水中・試験所水中・標準養生・現場封緘養生（長期材令））	A・B・C	A・B・C			
	定められた試験日毎に、試験が行われているか	A・B・C	A・B・C			
特殊な材料・継手の確認	現場の養生方法確認又は試験所で養生している場合の状況写真	A・B・C	A・B・C			
	コンクリートのスランプ・塩分・空気量の試験結果（記録・写真）	A・B・C	A・B・C			
	高強度せん断補強筋・PC鋼材→（ ）	A・B・C	A・B・C			
	梁貫通補強筋→（ ）	A・B・C	A・B・C			
	機械式継手→（ ）	A・B・C	A・B・C			
	材料の品質確認（鋼材のミルシート、製品検査成績書・工場管理記録）	A・B・C	A・B・C			
配筋検査の記録	評定品である溶接継手「フープ・スターラップ」の製作管理状況や強度試験結果の確認（ない場合は抜取り試験）	A・B・C	A・B・C			
	評定工法の場合は、その仕様書と評定内容を確認して施工しているか	A・B・C	A・B・C			
	現場施工者の「配筋検査記録」（必要項目について検査されているか）	A・B・C	A・B・C			
	工事監理者の「配筋検査記録」（必要項目について検査されているか）	A・B・C	A・B・C			
	指摘事項は正記録は検査者の是正確認がなされているか	A・B・C	A・B・C			

3. 鉄骨工事

検査項目	検査内容	施工者	監理者	1次 良否	是正内容	2次 良否
		検査方法				
工場製作要領書	鉄骨製作工場の確認（ランク・グレード・認定書の有効期限）	A・B・C	A・B・C			
	使用材料の種類・メーカーの確認（H鋼・板・鋼管・高力ボルト）	A・B・C	A・B・C			
	溶接工の技量確認（JIS・AW検定）	A・B・C	A・B・C			
	エンドタブの方法（スチールタブ（切断が必要か）・フラックスタブ（技量確認試験またはAW検定代替タブが必要））	A・B・C	A・B・C			
ミルシート	工事名の記入（工事名がないものは分割・裏書・切断証明が必要）	A・B・C	A・B・C			
	使用材料毎にそろっているか（H鋼・板・鋼管）	A・B・C	A・B・C			
製品検査の記録（寸法検査）	鉄骨製作工場の検査記録（寸法検査）	A・B・C	A・B・C			
	立会検査の記録（是正事項があればその処置）	A・B・C	A・B・C			
	鉄骨製作工場の材料管理状態を確認出来る写真（SN材使用時）	A・B・C	A・B・C			
	材質のチェック（スチールチェッカーの使用）	A・B・C	A・B・C			
	溶接開先検査の記録（開先角度、ルート間隔、目違い、記録写真）	A・B・C	A・B・C			
溶接部の検査	自主検査	外観検査の記録（アンダーカット・われ・突合せ継手の食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ）	A・B・C	A・B・C		
		超音波探傷試験結果（抜取り率・検査技術者の資格）	A・B・C	A・B・C		
		不具合個所の処置	A・B・C	A・B・C		
	受入検査 超音波探傷検査	第三者検査の確認（報告書の宛先・契約書）	A・B・C	A・B・C		
		検査技術者の資格（UDI-UT 2種、3種）	A・B・C	A・B・C		
		外観検査に突合せ継手の食違い、ダイヤフラムとフランジのズレが含まれているか	A・B・C	A・B・C		
	自主検査と同じ部材での検査結果の比較はどうであったか	A・B・C	A・B・C			



# 鉄骨造建築物施工状況報告書

【記入例】

岡山県建築主事 殿

○ 年 ○ 月 ○ 日

建築主		住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○○○	
報告者	工事監理者	住所 ○○○○○○○○○○ (TEL ○○○○○○○○) 事務所名 ○○○○○○○○○○ (1) 級建築士事務所 (岡山県知事) 登録第 ○○○○ 号 氏名 ○○○○ (1) 級建築士 (大臣) 登録第 ○○○○ 号	
	工事施工者	住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○ (TEL ○○○○○○○○) 会社名 ○○○○○○ 建設業許可 知事 (般○○) 登録第 ○○○○ 号 氏名 ○○○○ ○○○○	
建築場所		○○○○○○○○○○○	工事種別 新築・増築・改築
確認年月日番号		○ 年 ○ 月 ○ 日 第 ○○○○○○ 号	主要用途 ○○○○○○
建築物概要		地上 ○ 階, 地下 階, PH 階, 構造種別 鉄骨 造 建築面積 ○○○○ m <sup>2</sup> , 延べ面積 ○○○○ m <sup>2</sup> , 最高高さ ○ m, 軒高 ○ m	
コンクリート	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～ 階 Fc =	鉄筋 SD 295, 345, 390, 490 施工試験 ガス圧接 (有)・無 試験 引張・UT D19 ~ D32 特殊継手: (溶接・機械式・接着・その他) 高強度せん断補強筋 ( , D ) 鋼線・鋼棒 導入時 Fc = N/mm <sup>2</sup>
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～ 階 Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～ 階 Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	階～ 階 Fc =	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	基礎(N/mm <sup>2</sup> ) Fc = 30	
	普・軽(1・2)・ N・H ( )	基礎(N/mm <sup>2</sup> ) Fc = 30	
鉄骨	柱 (最大板厚)	SS 400 (22) SM 490B (28) SN ( ) STKR ( ) BCP ( )	基礎 支持地盤 ローム, 砂礫 深度: GL- 25.3 m 支持力 長期: kN/m <sup>2</sup> 短期: kN/m <sup>2</sup> 直接基礎 独立, 連続, ベタ 液状化対策: (有)・無 杭基礎 ・打ち込み杭・埋め込み杭(セメントミルク) RC, PC, PHC, 鋼管, 種類 (A・B・C), Fc = N/mm <sup>2</sup> ・場所打ちコンクリート杭 アースドリル リバース, ベント, BH, 深礎 ・異形摩擦杭 ・認定工法 ( ) 大臣認定 年 月 日 第 号 ・杭偏心による補強 (有)・無 地盤改良 (浅層・深層)改良工法, 改良深さ m 特別な材料・工法等: (有)・無 (免震工法)
	mm	BCR ( )	
	その他 ( ) ( )	その他 ( ) ( )	
	柱脚	仕様 認定・一般 工法名 ペースパック	
	大臣認定	大臣認定 △ 年 9 月 12 日 第 ○○○○ 号 建設技術審査 年 月 日 第 号	
	大臣認定	大臣認定 年 月 日 第 号	

- ※検査方法 A: 目視検査  
B: 計測検査 (簡易な計測機器を用いた検査)  
C: 報告 (施工者の場合は専門工事業者による報告、工事監理者の場合は施工者による報告)

## 1. 基礎工事

検査項目	検査内容	検査方法		1次 良否	是正内容	2次 良否
		施工者	監理者			
直接基礎	支持層の確認	床付け面の状況写真	A・B・C	A・B・C		
	平板載荷試験	試験位置 (基礎下端) 載荷荷重の大きさ (設計値の3倍 (極限) 又は2倍 (降伏))	A・B・C	A・B・C		
杭基礎	支持層の確認	掘削土標本とボーリングサンプルとの比較	A・B・C	A・B・C	良	
		掘削土標本又は掘削土写真と柱状図の土質・色の表示との比較	A・B・C	A・B・C	良	
		杭支持層深さの設計値との差異 (違いがあった場合の処置方法)	A・B・C	A・B・C	良	
	杭偏心の確認	偏心量の計測	A・B・C	A・B・C	良	
		補強工事の有無 (有りの場合計画変更の手続きが必要)	A・B・C	A・B・C	良	計画変更済
	杭工事施工結果報告書	場所打コンクリート杭	超音波孔壁測定の本数とその結果 (拡底杭)	A・B・C	A・B・C	良
杭頭余盛コンクリートの状況写真			A・B・C	A・B・C	良	
配筋検査の記録 (写真可)			A・B・C	A・B・C	良	
鉄筋の製品証明書 (鉄筋コンクリート工事に同じ)			A・B・C	A・B・C	良	
既成杭 (鋼管杭を含む)	コンクリート強度試験結果 (鉄筋コンクリート工事に同じ)	A・B・C	A・B・C	良		
	評定工法の場合は、その仕様書と評定内容を確認して施工しているか	A・B・C	A・B・C			
	材料の品質確認 (製品証明書・強度試験結果・製品検査成績書)	A・B・C	A・B・C			
	杭頭処理の確認 (写真)	A・B・C	A・B・C			

2. 鉄筋コンクリート工事

検査項目	検査内容	施工者	監理者	1次 良否	是正内容	2次 良否
		検査方法				
鉄筋の製品証明書	工事名の記載	A B C	A B C	良		
	使用材種・径毎の「製品証明書」の確認	A B C	A B C	良		
	タグプレートの整理と製品証明書との照合	A B C	A B C	良		
	メーカーマークの確認（拓本又は写真）	A B C	A B C	良		
ガス圧接試験結果	抜取引張強度試験	公的機関で試験されているか。（公的機関名：○○○○センター）	A B C	A B C	良	
		圧接工の技量確認（施工計画書・鉄筋径と適応資格の確認）	A B C	A B C	良	
		柱筋や梁筋の部位別毎に、抜取り試験が行われているか	A B C	A B C	良	
		抜取り本数（1ロット 5本）・抜取り個所の記録（伏図）	A B C	A B C	良	
	超音波探傷検査	抜取り個所の状況写真（位置・試験体・抜き取り後・圧接工名・資格）	A B C	A B C	良	
		施工要領書の確認（冷間直角カッターによる端面処理が必要）	A・B・C	A・B・C		
	検査会社・検査者の確認（第三者、技量資格）	A・B・C	A・B・C			
	不合格の処置方法（ロットの判定）	A・B・C	A・B・C			
コンクリートの強度試験結果	公的機関で試験されているか。（公的機関名：○○○○センター）	A B C	A B C	良		
	試験体の養生方法の確認（現場水中・試験所水中・標準養生・現場封緘養生（長期材令））	A B C	A B C	良		
	定められた試験日毎に、試験が行われているか	A B C	A B C	良		
	現場の養生方法確認又は試験所で養生している場合の状況写真	A B C	A B C	良		
	コンクリートのスランブ・塩分・空気量の試験結果（記録・写真）	A B C	A B C	良		
特殊な材料・継手の確認	高強度せん断補強筋・PC鋼材→（ ）	A・B・C	A・B・C			
	梁貫通補強筋→（ ）	A・B・C	A・B・C			
	機械式継手→（ ）	A・B・C	A・B・C			
	材料の品質確認（鋼材のミルシート、製品検査成績書・工場管理記録）	A・B・C	A・B・C			
	評定品である溶接継手「フープ・スターラップ」の製作管理状況や強度試験結果の確認（ない場合は抜取り試験）	A・B・C	A・B・C			
	評定工法の場合は、その仕様書と評定内容を確認して施工しているか	A・B・C	A・B・C			
配筋検査の記録	現場施工者の「配筋検査記録」（必要項目について検査されているか）	A B C	A B C	良		
	工事監理者の「配筋検査記録」（必要項目について検査されているか）	A B C	A B C	良		
	指摘事項は正記録は検査者の是正確認がなされているか	A・B・C	A・B・C			

3. 鉄骨工事

検査項目	検査内容	施工者	監理者	1次 良否	是正内容	2次 良否	
		検査方法					
工場製作要領書	鉄骨製作工場の確認（ランク・グレード・認定書の有効期限）	A B C	A B C	良			
	使用材料の種類・メーカーの確認（H鋼・板・鋼管・高力ボルト）	A B C	A B C	良			
	溶接工の技量確認（JIS・AW検定）	A B C	A B C	良			
	エンドタブの方法（スチールタブ（切断が必要か）・フラックスタブ（技量確認試験またはAW検定代替タブが必要））	A B C	A B C	良			
ミルシート	工事名の記入（工事名がないものは分割・裏書・切断証明が必要）	A B C	A B C	良			
	使用材料毎にそろっているか（H鋼・板・鋼管）	A B C	A B C	良			
製品検査の記録（寸法検査）	鉄骨製作工場の検査記録（寸法検査）	A B C	A B C	良			
	立会検査の記録（是正事項があればその処置）	A B C	A B C	良			
	鉄骨製作工場の材料管理状態を確認出来る写真（SN材使用時）	A B C	A B C	良			
	材質のチェック（スチールチェッカーの使用）	A B C	A B C	良			
	溶接開先検査の記録（開先角度、ルート間隔、目違い、記録写真）	A B C	A B C	良			
溶接部の検査	自主検査	外観検査の記録（アンダーカット・われ・突合せ継手の食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ）	A B C	A B C	良		
		超音波探傷試験結果（抜取り率・検査技術者の資格）	A B C	A B C	否	補修後検査○/○	良
		不具合個所の処置	A B C	A B C	良		
	受入検査 超音波探傷検査	第三者検査の確認（報告書の宛先・契約書）	A B C	A B C	良		
		検査技術者の資格（UDI-UT 2種、3種）	A B C	A B C	良		
		外観検査に突合せ継手の食違い、ダイヤフラムとフランジのズレが含まれているか	A B C	A B C	良		
	自主検査と同じ部材での検査結果の比較はどうであったか	A B C	A B C	良			

検査項目	検査内容	施工者	監理者	1次 良否	是正内容	2次 良否	
		検査方法					
高力ボルト	トルシア形 JIS形六角ボルト	摩擦面処理の検査記録（グラインダー処理部の発錆）	A B C	A B C	良		
		製品検査成績書（工事名、使用径・長さ毎）	A B C	A B C	良		
		受入れ検査（軸力導入試験）の結果	A B C	A B C	良		
		現場での施工管理状況の記録写真（仮ボルトの使用） （一次・二次締め、マーキングの有無）	A B C	A B C	良		
		トルシア形ボルトの締め付け検査（ピンテール破断の確認、共回り有無の確認、回転角90° ±30°）	A B C	A B C	否	締め付け検査○/○	良
		JIS形高力ボルトの軸力管理の記録（トルクコントロール法）	A B C	A B C	良		
	メッキボルト	認定書、製品検査成績書	A B C	A B C	良		
	高力ボルト締め付け管理技術者の資格	A B C	A B C	良			
	締め付け管理（ナット回転法）	A B C	A B C	良			
建て方精度検査		精度（H/700かつ15mm以内）検査の記録	A B C	A B C	良		
柱 脚	一般工法	アンカーボルトの締め付け状況の確認（ダブルナット・ボルトの余長）	A B C	A B C	良		
		ベースモルタルの充填結果	A B C	A B C	良		
		施工記録写真の確認	A B C	A B C	良		
		柱脚スタッドボルトの打撃試験結果の記録	A B C	A B C	良		
脚	評定工法	評定工法の場合は、その仕様書と評定内容を確認して施工しているか	A B C	A B C	良		
		使用材料の品質確認（鋼材のミルシート、充填モルタルの強度試験結果）	A B C	A B C	良		
現場溶接の検査		現場溶接施工要領書の確認	A B C	A B C	良		
		溶接工の技量確認（JIS V(立向)又はH(横向)・AW検定現場溶接）	A B C	A B C	良		
		溶接管理技術者の配置とその資格（WES）	A B C	A B C	良		
		開先検査の記録（開先角度・ルート間隔）	A B C	A B C	良		
		溶接材料の管理（吸湿防止）	A B C	A B C	良		
		溶接状況の管理記録（雨天・風・余熱・パス間温度）	A B C	A B C	良		
		外観検査の記録（溶接部の検査（自主検査）に同じ）	A B C	A B C	良		
超音波探傷検査結果（溶接部の検査（受入検査）に同じ）		A B C	A B C	良			
不具合の処理及び検査結果工事全般の考察							
検査・確認に使用した図書の種類		<input checked="" type="checkbox"/> 製作要領書 <input checked="" type="checkbox"/> 鋼材ミルシート <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨工事施工結果報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨精度測定結果 <input checked="" type="checkbox"/> 溶接部社内検査結果報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 溶接部受入検査結果報告書（第三者検査） <input checked="" type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 工程表 <input checked="" type="checkbox"/> その他資料（ ○○○○○○、○○○○○○、○○○○ ）					